

「阿蘇草原再生プロジェクト」ロゴ・キービジュアルの利用規約

第1条（目的）

本規約は、以下に定める「阿蘇草原再生プロジェクト」のロゴおよびキービジュアル（以下、それぞれ「ロゴ」「キービジュアル」）の管理・利用方針を定め、阿蘇草原再生協議会（以下、「協議会」）の構成員やその賛同者が推進する草原再生に向けた様々な活動（阿蘇草原再生プロジェクト）の普及啓発等に寄与することを目的とする。



ロゴ



キービジュアル

第2条（ロゴ・キービジュアルの所管）

- 1 ロゴの管理権限および著作権は、阿蘇草原再生 PR 事務局を務める公益財団法人阿蘇グリーンストックに帰属する。
- 2 キービジュアルの管理権限も阿蘇草原再生 PR 事務局を務める公益財団法人阿蘇グリーンストックに帰属するが、著作権はキービジュアルを制作したデザイナー（渡辺明日香氏）に帰属する。

第3条（ロゴ・キービジュアルの使用条件）

- 1 ロゴ・キービジュアルの使用条件は、非営利利用と営利利用に区別したうえで、下表のとおり定める。

	ロゴ	キービジュアル
非営利利用	無償	有償（事務経費分）
営利利用	有償（事務経費+寄付金分）	有償（事務経費+寄付金分）

- 2 本条第1項における「非営利利用」と「営利利用」は下表のとおりに定義する。判別が難しい場合は、阿蘇草原再生 PR 事務局の判断によるものとする。なお、利用者が協議会の構成員であるか否かは問わない。

	定義	具体例
非営利利用	利用者自身の営利事業に供さないことを前提に、利用者自身が行う活動等が阿蘇草原再生に合致していることを普及啓発等のために行うもの。 ※非営利イベント等における参加料の徴収は、営利事業としては見なさない。	・草原学習など非営利イベントにおける、各種広報媒体（チラシ・HP・SNS 等）へのロゴ・キービジュアルの掲出。 ・行政機関が主導する事業におけるロゴ・キービジュアルの掲出。
営利利用	阿蘇草原再生の趣旨に賛同して、利用者自身が行う営利事業を通じて、阿蘇草原再生に金銭的支援を行うもの。	・草原再生に対して寄付をした企業等における、各種広報媒体（チラシ・HP・SNS 等）へのロゴ・キービジュアルの掲出。 ・売り上げの一部が寄付される協賛商品に対するロゴ・キービジュアルの掲出。

- 3 本条第1項に定める「事務経費」とは、下記の事務に係る経費とする。
- ・ロゴ・キービジュアルの使用方法的な事前確認
 - ・上記に係る利用者やデザイナーとの各種調整
 - ・事務経費や寄付金の納付事務
- 4 本条第1項に定める「寄付金」とは、下記に定める募金・基金への寄付とし、利用者自身が選択できるものとする。
- ・阿蘇草原再生募金
（管轄：阿蘇草原再生協議会（事務局：環境省九州地方環境事務所、募金事務局：阿蘇グリーンストック））
 - ・九州の水を育む阿蘇の守り手基金
（管轄：熊本県）
 - ・公益財団法人阿蘇グリーンストックへの寄付
（管轄：阿蘇グリーンストック）

第4条（事務経費や寄付金の金額の設定方法）

- 1 ロゴ・キービジュアルの掲出に必要な、第3条第1項で定める事務経費や寄付金の金額は、協議会の事務局（環境省九州地方環境事務所）に事前届出をしたうえで、阿蘇草原再生 PR 事務局が設定・変更する。
- 2 阿蘇草原再生 PR 事務局は、本条第1項で設定した事務経費や寄付金の金額を「阿蘇草原再生プロジェクト」の HP において分かりやすく利用者に対して提示するとともに、毎年の収支実績を協議会の幹事会で報告、同 HP で公開する責を負う。
- 3 第3条第1項で定める営利利用に限り、当該営利事業の収益の多寡に応じて必要な事務経費や寄付金の比率を設定する変動制を適用することが出来る。

第5条（ロゴ・キービジュアルの使用申請方法）

ロゴ・キービジュアルの使用申請方法は下記のとおりとする。

- ①利用希望者は、ロゴ・キービジュアルの使用目的や実際の使用イメージ、寄付する基金の種類などを定めた所定の申請書に必要事項を記入のうえ、阿蘇草原再生 PR 事務局（もしくはその委託業者）に提出する。
- ②阿蘇草原再生 PR 事務局は、申請項目に問題がないか確認を行う。必要に応じて、利用希望者に修正を指示したり、キービジュアルの制作デザイナーに使用可否の確認等を行う。
- ③②で申請項目に問題がないと認められた場合、利用希望者は予め定められた事務経費を阿蘇草原再生 PR 事務局に対して納付する（ロゴの非営利利用の場合は事務経費の納付不要）。納付が確認され次第（ロゴの非営利利用の場合は申請項目が受理され次第）、阿蘇草原再生 PR 事務局は所定の使用許可証を利用希望者に発行する。
- ④利用希望者は、認められた申請内容を遵守したうえで、ロゴ・キービジュアルを使用する。
- ⑤ 営利利用の場合は、当該事業の終了時に、実際の収益に応じた寄付金を事前を選択した基金に対して納付する。当該事業が複数年に跨る場合は、原則年1回はその時点の収益に応じた寄付金を納付することとし、その納付時期は①において利用希望者が自由に設定できるものとする。なお、阿蘇草原再生 PR 事務局は定期的に当該事業の進捗報告を求めることが出来る。

第6条（ロゴ・キービジュアルのデザイン上の取扱注意点）

ロゴ・キービジュアルのデザイン上の取扱注意点は、「阿蘇草原再生プロジェクト ロゴ・キービジュアルガイドライン」において別途規定することとする。

第7条（規約改正）

本利用規約の改正は、協議会の幹事会における協議に基づき行う。

附則

本規約は、令和7年8月5日から施行する。